

河野順一の

2006年受験用

社労士過去問



河野順一〔著〕

〔追 録〕

本追録は、『力の3000題』2006年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成18年4月14日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

労働安全衛生法

1 総括安全衛生管理者が統括管理する業務の追加（法 10 条 1 項 5 号、則 3 条の 2 新設） 則 3 条の 2

- 1 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 2 法 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 3 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

2 産業医の職務の見直し（則 14 条 1 項 1 号）

- 1 健康診断及び面接指導等（法 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導及び法 66 条の 9 に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

3 作業主任者の選任対象作業の見直し（令 6 条 23 号追加、16 号削除）

- 16 ~~ボイラーの据付作業~~
- 23 次に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）**追加**
 - イ 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）
 - ロ イに掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

4 安全委員会の付議事項の見直し（則 21 条 2 号・3 号追加、旧 3 号削除）

- 2 法 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 3 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 旧 3 新規に採用する機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）又は原材料に係る危険の防止に関すること。

5 衛生委員会の付議事項の見直し（則 22 条 2 号・3 号・9 号・10 号追加、旧 7 号削除）

- 2 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 3 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 9 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 10 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。**追加**
- 旧 7 新規に採用する機械等又は原材料に係る健康障害の防止に関すること。

6 安全・衛生委員会の会議の概要の労働者への通知（則 23 条 3 項追加）

- 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
- 1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
 - 2 書面を労働者に交付すること。

3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

7 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施（法 28 条の 2）

事業者(※)は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※ 調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るものについては全事業者、それ以外のものについては、安全管理者を選任しなければならない業種の事業場の事業者
調査（リスクアセスメント）の実施時期（則 24 条の 11）

- ① 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- ② 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- ③ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ④ ①から③のほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

8 製造業の元方事業者の講ずべき措置（法 30 条の 2、則 643 条の 2～9）

製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと
- (2) クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

9 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付（法 31 条の 2、令 9 条の 3、則 662 条の 3・4）

化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

○対象設備 化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備（※配管を含む。）

○対象となる作業 対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの（則 662 条の 3）

対象となる作業を請負人に発注する注文者は、次の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければならない（則 662 条の 4）。

記載事項

- (1) その設備で製造・取り扱うものの危険性及び有害性
- (2) 当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項
- (3) 当該作業について講じた安全・衛生を確保するための措置
- (4) 流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

10 職長等の教育事項(則 40 条 1 項 1 号改正)

- 1 法 28 条の 2 第 1 項の危険性・有害性等の調査等に関すること

11 健康診断実施後の措置の改正（法 66 条の 5 改正）

事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勧案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

12 一般健康診断の結果の通知の改正（法 66 条の 6、則 51 条の 4 改正）

一般健康診断に加え、**特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務化。**

法 66 条の 6

事業者は、第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

則 51 条の 4

事業者は、法第 66 条第 4 項又は第 43 条、第 44 条若しくは第 45 条から第 48 条までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない

13 長時間労働者への医師による面接指導の実施の追加（法 66 条の 8、66 条の 9 追加、則 52 条の 2～52 条の 8 追加）

- (1) 事業者は、労働者の週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない（則 52 条の 2）。
 - ※ 法 66 条の 8 および 66 条の 9 の規定は、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場については平成 20 年 4 月から適用される
 - ※ 1 ヶ月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く
 - ※ 超えた時間の算定は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて行うこと
- (2) 労働者は、(1)の事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合、他の医師の行う面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りではない。
- (3) 事業者は、面接指導の結果を記録して、**5 年間**保存しておかななければならない。
- (4) 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かななければならない。
- (5) 事業者は、医師の意見を勧案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- (6) 事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、または面接指導に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない（則 52 条の 8）。
 - ① 長時間の労働（週 40 時間を超える労働が 1 月当たり 80 時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者

14 免許・技能講習制度の見直し

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン運転士免許 ・ デリック運転士免許 	クレーン・デリック運転士免許 ※ クレーン、デリックとも運転できる。 ※ クレーンのみ運転できる限定免許を設ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地山の掘削作業主任者技能講習 ・ 土止め支保工作業主任者技能講習 	「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー据付け工事作業主任者技能講習 	→ 技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定めなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・ 特定化学物質等作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ・ 石綿を取り扱う作業については「石綿作業主任者技能講習」を分離・新設

15 認定事業者に対する計画届の免除（法 88 条、則 87 条～87 条の 10）

法 88 条 1 項又は 2 項の計画の届出を行う事業場の事業者で、法 28 条の 2 の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施しているものは、次の(1)～(3)を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除される。

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
- (2) 労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。
- (3) 申請の前日 1 年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。

16 （研究所による労働災害の原因の調査等の実施）第 96 条の 2 （研究所に対する命令）第 96 条の 3 の追加

17 有害物ばく露作業報告の追加（則 95 条の 6）

事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

18 健康診断等に関する秘密の保持の改正（法 104 条）

65 条の 2 第 1 項及び 66 条 1 項から 4 項までの規定による健康診断並びに 68 条の 8 第 1 項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

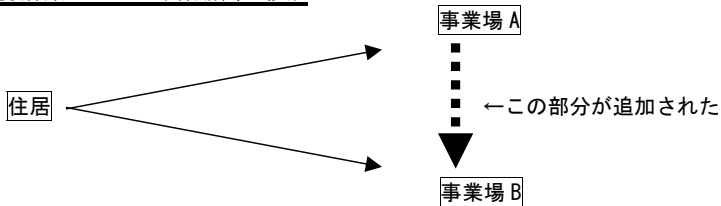
◆ **通勤の定義が改正される（平成18年4月1日施行）。**

通勤の定義が従来の「住居と就業の場所との間の往復」の他、新たに「就業の場所から他の就業の場所への移動（二重就職者に係る事業場間の移動）」及び「住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（単身赴任者に係る住居間の移動）」が追加された。

（法7条、保険給付の種類等）

改正前	改正後
<p>②前項第2号の通勤とは、労働者が就業に関し、<u>住居と就業の場所との間</u>を合理的な経路及び方法により<u>往復すること</u>をいい、業務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>③前項の往復 同項の往復</p>	<p>②前項第2号の通勤とは、労働者が就業に関し、<u>次に掲げる移動を</u>、合理的な経路及び方法により行うことをいい業務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>1、住居と就業の場所との間の往復 2、厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動 3、第1号に掲げる往復に先行し又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）</p> <p>③前項各号に掲げる移動 同項各号に掲げる移動</p>

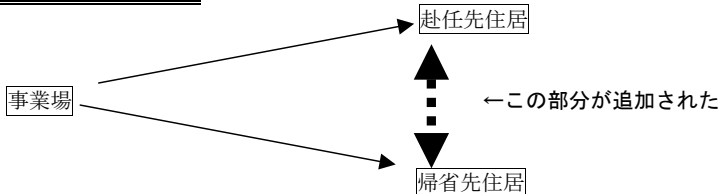
1. 二重就業者にかかる事業場間の移動



厚生労働省令で定める就業の場所は、以下の通りである。

- ・ 労災保険の強制適用事業及び労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業に係る就業の場所
- ・ 特別加入者（個人タクシー業者、個人貨物運送業者、漁船による漁業者等、特定農作業従事者並びに家内労働者及びその補助者は除く）に係る就業の場所
- ・ 上記に類する就業の場所

2. 単身赴任者に係る住居間移動



単身赴任者に係る住居間の移動に関しては、厚生労働省令で定める場合に限られる（則7条）。

◆ **自動変更対象額が、4,080円となる（平成17年8月1日適用）。**

厚生労働大臣は、年度の平均給与額が直近の自動変更対象額が変更された年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならないこととされている。これにより、平成17年8月1日以後の自動変更対象額は、**4,080円**とされた（平成17年7月15日厚生労働省告示第339号）。

◆ **最低限度額、最高限度額が告示された（平成17年8月1日適用）。**

休業給付基礎日額、年金給付基礎日額（平成17年8月1日から平成18年7月31日までの間において適用）に係る最低限度額、最高限度額が告示された（平成17年7月15日厚生労働省告示第341号）。額については以下の表の通りである。

年齢階層の区分		最低限度額	最高限度額
20 歳未満		4,307 円	13,294 円
20 歳以上	25 歳未満	5,064 円	13,294 円
25 歳以上	30 歳未満	5,943 円	13,294 円
30 歳以上	35 歳未満	6,604 円	16,219 円
35 歳以上	40 歳未満	7,124 円	19,543 円
40 歳以上	45 歳未満	7,228 円	21,703 円
45 歳以上	50 歳未満	7,068 円	23,206 円
50 歳以上	55 歳未満	6,603 円	23,641 円
55 歳以上	60 歳未満	6,064 円	23,391 円
60 歳以上	65 歳未満	4,514 円	21,539 円
65 歳以上	70 歳未満	4,080 円	15,591 円
70 歳以上		4,080 円	13,294 円

◆ **介護補償給付及び介護給付（平成18年4月1日）に関する改正**

- 1 入所又は入院した場合に介護補償給付及び介護給付の支給対象外となる施設が変更→労災特別介護施設が削除された（則第18条の3の3）。

支給の対象とならない施設等

改正前	改正後
1 身体障害者療護施設	1 身体障害者療護施設
2 特別養護老人ホーム	2 特別養護老人ホーム
3 原子爆弾被爆者特別養護ホーム	3 原子爆弾被爆者特別養護ホーム
4 労災特別介護施設	4 労災特別介護施設
5 病院または診療所	4 病院または診療所

2. 介護補償給付及び介護給付の支給額の引き下げ（則第18条の3の4）。

区分		改正前	改正後
常時介護	費用支出時の限度額	104,970円	104,590円
	親族等介護時の支給額(翌月)	56,950円	56,710円
随時介護	費用支出時の限度額	52,490円	52,300円
	親族等介護時の支給額(翌月)	28,480円	28,360円

親族等による介護	介護費用の負担	開始月	開始月の翌月から終了月
受けた日がない	有	実費（上限額は、104,590円）を支給、最低保障額の適用はなし	
受けた日がある	有、56,710円以上		
	有、56,710円未満	実費	支給（56,710円）
	無	支給しない	

*上記の額は、常時介護を要する場合である。随時介護を要する場合の給付額は、104,590円→52,300円、56,710円→28,360円に読み替える。

◆ 費用徴収制度に関する改正（平成17年11月1日適用）

労災保険未手続き事業主への費用徴収制度が強化された（法第31条第1項、基発第0922001号）。

1. 費用徴収の要件の強化、費用徴収の率が引き上げが行われた。

改正前	改正後
行政機関から労災保険に係る保険関係成立届の提出の指導等を受けていたにもかかわらず、提出を行っていない事業主については、 <u>故意又は重大な過失により保険関係成立届の提出を行っていないものと認定し、費用徴収の対象となる保険給付の額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。</u>	行政機関から労災保険に係る保険関係成立届の提出の指導等を受けていたにもかかわらず、提出を行っていない事業主については、 <u>故意に保険関係成立届の提出を行っていないものと認定し、費用徴収の対象となる保険給付の額に100分の100を乗じて得た額を徴収する。</u> <u>また、行政機関から指導等を受けた事実はないものの、保険関係成立の日以降1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない事業主については、重大な過失により保険関係成立届の提出を行っていない者と認定し、費用徴収の対象となる保険給付の額に、100分の40を乗じて得た額を徴収する。</u>

2. 費用徴収の対象となる保険給付の範囲が変更された。

改正前	改正後
<p>当該事故に関し支給する休業(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金、遺族(補償)給付及び葬祭料(葬祭給付)のうち、<u>事故発生の日から保険関係成立届の提出のあった日の前日(又は認定決定の前日)までに支給事由が生じたもの</u></p> <p>ただし、療養を開始した日の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由が生じたものに限る(年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る)。</p>	<p>当該事故に関し支給する休業(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金、遺族(補償)給付及び葬祭料(葬祭給付)。</p> <p>ただし、療養を開始した日の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由が生じたものに限る(年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る)。</p>

◆ 労働福祉事業に係る助成金の改正(平成18年4月1日適用)

労働時間等設定改善推進助成金の創設、短時間労働者雇用管理改善等助成金の改正が行われた(法29条、則24条から26条)。

改正前	改正後
<p>労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金 労働時間制度改善助成金 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金 長期休暇制度基盤整備助成金</p> <p>短時間労働者雇用管理改善等助成金 (中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金、 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金)</p>	<p><u>労働時間等設定改善推進助成金</u></p> <p><u>短時間労働者雇用管理改善等助成金</u></p>

◆ 石綿による給付金制度の創設(平成18年3月27日施行)

石綿に係る健康被害による特殊性に鑑み、給付金支給制度(特別遺族給付金)が以下の通り創設された。特別遺族給付金は、石綿にさらされることにより発症する**指定疾病**その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した一定の遺族に支給される。

「指定疾病」とは、中皮種、気管支又は肺の悪性新生物、石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるものをいう。

種類	特別遺族年金	特別遺族一時金
支給要件	上記の通り	
遺族の範囲等		
支給額	遺族の人数に応じて240～330万円/年	1200万円(特別遺族年金を受けた場合、その合計額が控除される)
請求期限	平成18年3月27日から3年以内	

雇用保険法

◆ 自動変更対象額等の改定

毎月勤労統計における平成16年度の平均給与額が平成15年度の平均給与額に比して約1.9%低下したことから、

- ① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等
- ② 基本手当の減額に算定に係る控除額
- ③ 高年齢雇用継続給付の支給に係る支給限度額
- ④ 育児休業基本給付金・介護休業給付金に係る休業開始時賃金日額の上限額
- ⑤ 就業促進給付に係る基本手当日額の上限額

が、引き下げられた。

① 自動変更対象額の改定(法18条、平成17年7月4日厚生労働省告示第312号)

賃金日額	2,070円以上 4,080円未満	4,080円以上 10,600円未満	10,600円超 11,830円以下	11,830円超 15,070円以下	15,070円超 15,560円以下
60歳未満	80%~50%		50%		
60歳以上65歳未満	80%	80%~45%	45%		

賃金日額の上限額、下限額(法17条4項、平成17年7月4日厚生労働省告示第312号)

	年齢区分	給付率	賃金日額	基本手当の日額
上限額	60歳以上65歳未満	100分の80~100分の45	15,070円	6,781円
	45歳以上60歳未満	100分の80~100分の50	15,560円	7,780円
	30歳以上45歳未満		14,150円	7,075円
	30歳未満		12,740円	6,370円
下限額	全年齢	100分の80	2,070円	1,656円

② 基本手当の減額に算定にかかる控除額の改定(法19条、平成17年7月4日厚生労働省告示第313号)

改正前	改正後
1,369円	1,342円

③ 高年齢雇用継続給付に係る支給限度額の改定(法61条、平成17年7月4日厚生労働省告示第314号)

改正前	改正後
346,224円	339,484円

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金
受給資格者に係る賃金日額の下限額の100の80相当額の改正

改正前	改正後
1,688 円	1,656 円

- ④ 育児休業基本給付金・介護休業給付金にかかる休業開始時賃金日額の上限額の改定
(法 61 条の 4、61 条の 7)

改正前	改正後
14,430 円	14,150 円

- ⑤ 就業促進手当に係る基本手当日額の上限額の改定

年齢区分	賃金日額の上限額	給付率	基本手当日額の上限額
60 歳未満	11,830 円	100 分の 50	5,915 円
60 歳以上 65 歳未満	10,600 円	100 分の 45	4,770 円

就業手当の上限額の改定

年齢区分	就業手当の上限額
60 歳未満	$(11,830 \text{ 円} \times 100 \text{ 分の } 50) \times 10 \text{ 分の } 3 = 1,774 \text{ 円}$
60 歳以上 65 歳未満	$(10,600 \text{ 円} \times 100 \text{ 分の } 45) \times 10 \text{ 分の } 3 = 1,431 \text{ 円}$

◆ 確認通知書による通知（平成 17 年 8 月 1 日施行）

公共職業安定所長は、被保険者に係る確認をしたときは、確認通知書により通知することが明文化された（則 9 条第 1 項）

確認通知書…雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（様式第 6 号の 2）、雇用保険被保険者資格喪失等確認通知書（様式第 6 号の 3）

◆ 添付書類の簡素化（平成 18 年 4 月 1 日施行）

- 1 被保険者証の添付の廃止（法第 7 条、則 6 条ほか）
雇用保険被保険者資格取得届、被保険者証の損傷による再交付申請書、区分変更届、転勤届、氏名変更届等の提出において、雇用保険被保険者証（「被保険者証」という。）を添付することが義務づけられていたが、不要となった。
- 2 その他添付書類の省略（則 6 条ほか）
雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届、区分変更届、転勤届、被保険者氏名変更届、休業開始時賃金証明書、休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書、雇用継続給付に係る支給申請書等に係る添付書類について、「労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他当該適用事業に係る被保険者となった事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類」があったが、省略できることとなった。

◆ 雇用保険三事業に係る助成金の整理統合（平成18年4月1日施行）

1 雇用安定事業に係る助成金

助成金		改正点
継続雇用定着促進助成金	継続雇用制度奨励金	平成18年4月1日以降、65歳以上の年齢までの高齢者雇用確保措置を導入した一定の事業主に支給 * 高齢者雇用確保措置：労働協約又は就業規則により、65歳以上の定年延長、希望者全員を65歳まで雇用する継続雇用制度の導入又は定年廃止を行うものをいう。
	多数継続雇用助成金	上記を受給した事業主に対し、高齢者雇用確保措置義務化年齢（18年度は62歳）以上65歳未満の一般被保険者が全体の15%を超える場合に支給する。
	雇用確保措置導入支援助成金	高齢者雇用確保措置を導入した事業主が、その1年以内に55歳以上の者を対象としてキャリアカウンセリング等の研修等を実施した場合に、その費用の一部を支給する。
労働移動支援助成金		求職活動等支援給付金のうち、「求職活動のための休暇中に行われた教育訓練及び再就職相談室設置事業等に係る費用に対する助成」が廃止、「再就職援助計画及び求職活動支援書等の対象となる被保険者に職場体験講習を受講させること及び職場体験講習の受講者の雇入れに対する助成」が追加。
自立就業支援助成金		平成21年3月31日までの間、「子育て女性企業支援助成金」を支給
施行雇用奨励金		試用雇用の対象となる45歳以上65歳未満の者の要件が緩和
育児・介護雇用安定等助成金		一本化、他、平成23年3月31日までの間、「中小企業子育て支援助成金」が支給
人材確保等支援助成金		整理統合（①から④で構成される） ①中小企業基盤人材確保助成金、②介護基盤人材確保助成金 ③介護雇用管理助成金、④中小企業職業相談委託助成金 中小企業雇用管理改善助成金は廃止

2 能力開発事業に係る助成金

助成金	改正点
キャリア形成開発助成金	職業能力開発休暇給付金、長期教育訓練休暇制度導入奨励金が廃止、職業能力開発支援促進給付金が創設
介護能力開発給付金	廃止
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	育児・介護雇用安定等助成金に含める
建設雇用改善助成金	創設

* 育児介護雇用安定助成金

①雇用安定事業

育児休業の制度や短時間勤務制度を設けた事業主等に対する育児・介護雇用安定助成金

②能力開発事業

育児休業者職場復帰プログラム又は介護休業者職場復帰プログラムを実施する事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金

* 各種届出等に関する手続きの改正

助成金に係る公共職業安定所長に対する各種届出等について、都道府県労働局長に対しても提出することが可能とされた。

120 労働保険の保険料の徴収に関する法律

1. 労務費率の改正

請負による建設の事業の賃金総額を算定する際の、労務費率が以下のように改正された

事業の種類	改正前	改正後
水力発電施設、ずい道等新設事業	20%	19%
機械装置の組立て又は据付けの事業（組立て又は取付けに関するもの）	41%	40%

（関連条文 則 12 条、13 条）

2. 非業務災害率の改正

1000 分の 0.9⇒**1000 分の 0.8** に改正された

（関連条文 則 16 条 2 項）

3. 労災保険率の改正

事業の種類

①51 種類 ⇒ **54 種類** に改正された

②最高 1000 分の 129～最低 1000 分の 5⇒**最高 1000 分の 118～最低 1000 分の 4.5** に改正された

労災保険率表

事業の種類 分類	事業の種類	労災保険率	
		現行	改定後
林業	林業	1000 分の 59	1000 分の 60
	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000 分の 52	1000 分の 41
鉱業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000 分の 40	1000 分の 40
	金属鉱業、非金属鉱業、（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000 分の 87	1000 分の 87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000 分の 53	1000 分の 46
	原油又は天然ガス鉱業	1000 分の 7	1000 分の 6.5
	採石業	1000 分の 69	1000 分の 70
	その他の鉱業	1000 分の 32	1000 分の 28

建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000 分の 129	1000 分の 118
	道路新設事業	1000 分の 29	1000 分の 21
	舗装工事業	1000 分の 17	1000 分の 14
	鉄道又は軌道新設事業	1000 分の 30	1000 分の 23
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000 分の 17	1000 分の 15
	既設建築物設備工事業	1000 分の 14	1000 分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 16	1000 分の 14
	その他の建設事業	1000 分の 23	1000 分の 21
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000 分の 7	1000 分の 7.5
	たばこ等製造業	1000 分の 5.5	1000 分の 6.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000 分の 5.5	1000 分の 5.5
	木材又は木製品製造業	1000 分の 21	1000 分の 18
	パルプ又は紙製造業	1000 分の 8.5	1000 分の 7.5
	印刷又は製本業	1000 分の 5	1000 分の 5
	化学工業	1000 分の 6	1000 分の 6.5
	ガラス又はセメント製造業	1000 分の 7.5	1000 分の 7.5
	コンクリート製造業	1000 分の 15	1000 分の 14
	陶磁器製品製造業	1000 分の 17	1000 分の 17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000 分の 25	1000 分の 26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000 分の 7	1000 分の 7.5
	非鉄金属精錬業	1000 分の 8	1000 分の 7.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000 分の 10	1000 分の 8.5
	鋳物業	1000 分の 18	1000 分の 18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000 分の 14	1000 分の 14

製造業	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の10	1000分の9
	めつき業	1000分の8.5	1000分の8.5
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の7	1000分の7
	電気機械器具製造業	1000分の5	1000分の4.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の5.5	1000分の6
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の22
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の5	1000分の4.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	1000分の5.5
	その他の製造業	1000分の8	1000分の8
運輸業	交通運輸事業	1000分の5	1000分の5.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の13	1000分の13
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の17	1000分の13
	港湾荷役業	1000分の31	1000分の23
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の5	1000分の4.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	新規	1000分の4.5

その他の 事業	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	新規	1000 分の 5
	金融業、保険業又は不動産業	新規	1000 分の 4.5
	その他の各種事業	1000 分の 5	1000 分の 4.5

(関連条文 則 16 条 2 項、則 12 条、別表 1)

4.メリット制の改正

継続事業（一括事業を含む）、有期事業のメリット制の適用に係る増減率が以下のように改正された

① 継続事業（一括有期事業も含む）

立木の伐採の事業以外の事業	立木の伐採の事業
100 分の 40 の範囲内	100 分の 35 の範囲内

②有期事業

建設の事業	立木の伐採の事業
100 分の 40 の範囲内	100 分の 35 の範囲内

⇒ メリット制の適用に係る増減率は、「建設の事業」については、継続事業（一括有期事業も含む）、有期事業いずれも「1000 分の 40 の範囲内」に改正されたが、「立木の伐採の事業」については、継続事業（一括有期事業）有期事業いずれも「1000 分の 35 の範囲内」と変わっていないので注意すること

(関連条文 法 20 条)

1. 満70歳以上の一部負担金

法第74条第1項第3号により、一部負担金の割合が100分の20となる標準報酬月額28万円以上の者でも、その適用をしない者の収入額が改定された(平成17年5月2日施行)。

施行令第34条2項

前項の規定は、被保険者及びその被扶養者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者又は老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。)について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が621万円(被扶養者がいない者にあつては、484万円)に満たない者については、適用しない。

2. 入院時食事療養費の標準負担額の改定

以下のように改定された(平成18年4月1日適用)。

- ① 一般・・・1食260円
- ② 市町村民税非課税者であつて、減免申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者・・・1食210円
- ③ 市町村民税非課税者であつて、減免申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者・・・1食160円
- ④ 被保険者及び被扶養者のすべてが一定の所得がない高齢受給者等・・・1食100円

3. 標準報酬月額の定時決定

定時決定の際の報酬支払基礎日数が改定された(平成18年4月1日施行)。

法第41条第1項

保険者は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)

に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

4. 政府管掌健康保険の介護保険料率の改定

平成18年2月28日社会保険庁告示8号

以下のように改定された(平成18年3月1日適用)。

政府管掌健康保険の介護保険料率は1000分の12.3とされた。

5. 日雇特例被保険者(介護保険第2号被保険者)の保険料額等の改定

平成18年2月28日社会保険庁告示10号

政府管掌健康保険の介護保険料率の改定に伴い、日雇特例被保険者であつて介護保険第2号被保険者の保険料額と負担額が以下のように改定された(平成18年4月1日適用)

等級	被保険者負担額	事業主負担額	合計保険料額
第1級	60円	90円	150円
第2級	90円	140円	230円
第3級	140円	220円	360円
第4級	205円	325円	530円
第5級	270円	430円	700円
第6級	340円	550円	890円
第7級	410円	660円	1,070円
第8級	505円	815円	1,320円
第9級	620円	1,000円	1,620円
第10級	740円	1,200円	1,940円
第11級	860円	1,390円	2,250円
第12級	1,000円	1,620円	2,620円
第13級	1,165円	1,885円	3,050円

6. 任意継続被保険者の標準報酬月額

平成18年2月28日社会保険庁告示11号

平成17年度と同額の280,000円に決定された(平成18年4月1日適用)。

国民年金法

◆平成 18 年度の給付額◆

(法 27 条ほか)

① 改定率が改定された

平成 17 年度⇒ 「1」

平成 18 年度⇒ 「0.997」

② 物価スライド特例措置による物価スライド率が改定された

平成 17 年度⇒ 「0.988」

平成 18 年度⇒ 「0.985」

③ 上記の①②の改定により、平成 18 年度の年金額は以下の通りとなった。

		法定の額	物価スライド 特例措置による額
老齢基礎年金の満額		778,600 円 (≒780,900 円×0.997)	792,100 円 (≒804,200 円×0.985)
障害基礎年金 (2 級)		778,600 円 (≒780,900 円×0.997)	792,100 円 (≒804,200 円×0.985)
障害基礎年金 (1 級)		973,300 円 (≒778,600 円×1.25)	990,100 円 (≒792,100 円×1.25)
遺族基礎年金の額		778,600 円 (≒780,900 円×0.997)	792,100 円 (≒804,200 円×0.985)
障害基礎年金の 子に係る加算額	1 人目	224,000 円 (≒224,700 円×0.997)	227,900 円 (≒231,400 円×0.985)
	2 人目		
	3 人目	74,700 円 (≒74,900 円×0.997)	75,900 円 (≒77,100 円×0.985)
	以降		

◆併給の調整◆

障害基礎年金の併給調整の緩和 (法 20 条、法附則 9 条の 2 の 4)

障害基礎年金の受給権者について、**65 歳以降**、老齢厚生年金又は遺族厚生年金と併給することが可能になった。

受給権者が **65 歳以上**である場合、以下の組合せで受給することができる。

老齢厚生年金	遺族厚生年金
障害基礎年金	障害基礎年金

配偶者の死亡による遺族厚生年金の受給権者の場合は次の組合せも選択できる

老齢厚生年金×1/2	遺族厚生年金×2/3
障害基礎年金	

旧法との併給調整（受給権者が 65 歳以上である場合）

老齢厚生年金
(旧)国年・障害年金

遺族厚生年金
(旧)国年・障害年金

◆障害基礎年金及び遺族基礎年金の保険料納付要件◆

保険料納付要件特例措置の期間延長（昭 60 法附則 20 条）

障害基礎年金、遺族基礎年金の保険料納付要件の特例の期間が延長された。

改正前⇒ **平成 18 年 4 月 1 日前**に初診日（死亡日）がある場合、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月までの 1 年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときは、保険料納付要件を満たしていることとされる。

改正後⇒ **平成 28 年 4 月 1 日前**に初診日（死亡日）がある場合、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月までの 1 年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときは、保険料納付要件を満たしていることとされる。

◆脱退一時金の額◆

（法附則 9 条の 3 の 2、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 3 条）

基準月が**平成 18 年度**に属する月である場合の脱退一時金の額が政令で定められた。

対象月数	脱退一時金の額	
	平成 18 年度	平成 17 年度
6 月以上 12 月未満	41,580 円	40,740 円
12 月以上 18 月未満	83,160 円	81,480 円
18 月以上 24 月未満	124,740 円	122,220 円
24 月以上 30 月未満	166,320 円	162,960 円
30 月以上 36 月未満	207,900 円	203,700 円
36 月以上	249,480 円	244,440 円

◆国庫負担◆

国庫は、下表の原則に挙げる額を負担することが法律により明記されているが、別に法律で定める特定年度までの間において、3分の1から2分の1へ段階的に引き上げることとされている。これにより平成18年度以降の国庫負担の割合が下表の通り引き上げられることとなった。

	原則	平成17年度	平成18年度～
第1号被保険者に係る基礎年金の給付に要する費用	2分の1	3分の1 +1,000分の11	3分の1 +1,000分の25
保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用	全額	全額	全額
保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用	3分の1	4分の1	4分の1
20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の給付に要する費用	100分の20	100分の40	1,00分の38

◆平成 18 年度の給付額◆

① 物価スライド特例措置による物価スライド率が改定された

平成 17 年度⇒ 「0.988」

平成 18 年度⇒ 「0.985」

② 従前額改定率が改定された

平成 17 年度⇒ 「1.001」

平成 18 年度⇒ 「0.998」

③ 国民年金法による改定率が改定された

平成 17 年度⇒ 「1」

平成 18 年度⇒ 「0.997」

④ その他の給付額の改定

国民年金法の改定率及び物価スライド率の改定により、平成 18 年度の給付額が下表の通りとなった。

		法定の額	物価スライド特例措置
加給年金額 (配偶者及び 2 人目までの子)		224,000 円 (≒224,700 円×0.997)	227,900 円 (≒231,400 円×0.985)
加給年金額 (3 人目以降の子)		74,700 円 (≒74,900 円×0.997)	75,900 円 (≒77,100 円×0.985)
老齢厚生年金の 配偶者加給年金額に係る 特別加算	S9.4.2 ~ S15.4.1	33,100 円 (≒33,200 円×0.997)	33,600 円 (≒34,100 円×0.985)
	S15.4.2~ S16.4.1	66,100 円 (≒66,300 円×0.997)	67,300 円 (≒68,300 円×0.985)
	S16.4.2~ S17.4.1	99,200 円 (≒99,500 円×0.997)	101,000 円 (≒102,500 円×0.985)
	S17.4.2~ S18.4.1	132,200 円 (≒132,600 円×0.997)	134,600 円 (≒136,600 円×0.985)
	S18.4.2~	165,300 円 (≒165,800 円×0.997)	168,100 円 (≒170,700 円×0.985)
障害厚生年金の最低保障額 (2 級の障害基礎年金額×3/4)		584,000 円 (≒778,600 円×3/4)	594,200 円 (≒603,200 円×0.985)
障害手当金の最低保障額 (障害厚生年金の最低保障額×2)		1,168,000 円 (=584,000 円×2)	
中高齢寡婦加算額 (遺族基礎年金額×3/4)		584,000 円 (≒778,600 円×3/4)	594,200 円 (≒603,200 円×0.985)

◆併給の調整◆

障害基礎年金との併給調整の緩和（法 38 条、法附則 17 条）

老齢厚生年金又は遺族厚生年金の受給権者が65 歳以上の場合、障害基礎年金と併給することが可能になった。

受給権者が **65 歳以上**である場合、以下の組合せで受給することができる。

老齢厚生年金	遺族厚生年金
障害基礎年金	障害基礎年金

配偶者の死亡による遺族厚生年金の受給権者の場合は次の組合せも選択できる

老齢厚生年金×1/2	遺族厚生年金×2/3
障害基礎年金	

旧法との併給調整（受給権者が **65 歳以上**である場合）

老齢厚生年金	遺族厚生年金
(旧)国年・障害年金	(旧)国年・障害年金

◆加給年金額◆

加給年金額の併給調整（法 44 条）

障害基礎年金との併給調整が緩和されたことに伴い、障害基礎年金と老齢厚生年金に加算される、子についての加給年金額が併給調整されることとなった。

改正後

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を選択した場合において、障害基礎年金に子に係る加算が行われているとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、その間、老齢厚生年金の子に係る加給年金額の支給を停止する。

◆**経過的寡婦加算**◆

経過的寡婦加算の支給停止（昭 60 法附則 73 条）

障害基礎年金との併給調整が緩和されたことに伴い、障害基礎年金と遺族厚生年金を選択した場合、経過的寡婦加算が支給停止されることとなった。

改正後

遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、経過的寡婦加算に相当する部分の支給を停止する。

◆**障害厚生年金及び遺族厚生年金の保険料納付要件**◆

保険料納付要件特例措置の期間延長（昭 60 法附則 64 条）

障害厚生年金、遺族厚生年金の保険料納付要件の特例の期間が延長された。

改正前⇒ **平成 18 年 4 月 1 日前**に初診日（死亡日）がある場合、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときは、保険料納付要件を満たしていることとされる。

改正後⇒ **平成 28 年 4 月 1 日前**に初診日（死亡日）がある場合、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときは、保険料納付要件を満たしていることとされる。

◆**国庫負担**◆（法 80 条 1 項、平 16 法附則 32 条 5 項）

基礎年金拠出金の額に係る国庫負担割合は、原則として、その2 分の 1を負担することとされているが、別に法律で定める特定年度までの間は、3分の1から2分の1へ段階的に引き上げることとされている。これにより平成 18 年度以降の国庫負担割合が引き上げられた。

改正前⇒ 平成 17 年度から特定年度の前年度までの各年度における国庫負担
3 分の 1 に 1,000 分の 11 を加えた率を基礎年金拠出金の額に乗じて得た額

改正後⇒ **平成 18 年度**から特定年度の前年度までの各年度における国庫負担
3 分の 1 に 1,000 分の 25 を加えた率を基礎年金拠出金の額に乗じて得た額

◆厚生年金基金◆

① 基金の行う業務（法 130 条）

厚生年金基金連合会に委託できる基金の業務から「年金数理に関する業務」は除かれていたが、改正により、「年金数理に関する業務」も委託できるようになった。

改正前⇒ 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、**厚生年金基金連合会**その他の法人に委託することができる。ただし、年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができない。

改正後⇒ 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、**企業年金連合会**その他の法人に委託することができる。

② 他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換（法 144 条の 3）

他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換に関する規定が新たに追加された。

追加

1. 甲基金の中途脱退者は、乙基金の加入員の資格を取得した場合であって、甲基金及び乙基金の**規約**において、あらかじめ、甲基金から乙基金に甲基金の加入員であつた期間に係る**老齢年金給付の支給**に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、甲基金に当該権利義務の移転を申し出ることができる。
2. 甲基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、乙基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。
3. 乙基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。
4. 前項の規定により乙基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、甲基金から乙基金に**年金給付等積立金**（当該老齢年金給付に充てるべき積立金に限る。）を移換するものとする。
5. 1. の申出を行う中途脱退者は、乙基金の規約において、あらかじめ、**脱退一時金**の額に相当する額（以下「**脱退一時金相当額**」という。）の移換を受けることができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、甲基金に**脱退一時金相当額**の移換を申し出ることができる。

6. 甲基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、乙基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
7. 乙基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。
8. 甲基金は、脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。
9. 乙基金は、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない

③ 基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換（法 144 条の 6）

基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に関する規定が、新たに追加された

追加

1. 基金の**中途脱退者**は、確定拠出年金法に規定する**企業型年金加入者**又は**個人型年金加入者**の資格を取得したときは、当該基金に当該企業型年金の**資産管理機関**又は**国民年金基金連合会**への**脱退一時金相当額の移換**を申し出ることができる。
2. 当該基金は、1. の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該企業型年金の**資産管理機関**又は**国民年金基金連合会**に当該申出に係る**脱退一時金相当額を移換するものとする**。
3. 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。
4. 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、2. の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の**資産管理機関**又は**国民年金基金連合会**に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

④ 厚生年金基金連合会が、企業年金連合会と名称が変わった。

⑤ 連合会の設立（149条）

改正前

基金は、中途脱退者及び解散基金加入員に係る老齢年金給付の支給を共同して行うため、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

↓

改正後

基金は、中途脱退者及び解散基金加入員に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、年金給付等積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

⑥ 連合会の業務

連合会の業務に関する規定に次の規定が追加された。

追加

連合会は、基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に年金給付等積立金を移換することができる。

労働に関する一般常識

1 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短促進法）が、労働時間等設定改善法と改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行された。

改正のポイント

- (1) 労働時間等の設定の改善に向けた自主的な取組みを促進するための恒久法化
目的：労働時間等の設定の改善について労使の自主的な取組みを促進すること
- (2) 厚生労働大臣が定める「労働時間等設定改善指針」に沿った自主的な取組みが必要とし、事業主等の努力義務が明文化
- (3) 労働時間等の設定に改善するため体制の整備の努力義務
 - ① 労働時間等設定改善委員会の設置など自主的な改善に向けた体制整備
 - ② 労働時間等設定改善委員会の決議は労使協定に代替できる
 - ③ 既存の衛生委員会などを活用することもできる
→衛生委員会・安全衛生委員会であっても一定の要件を満たせば、労働時間等設定改善委員会として認められる
- (4) 労働時間等設定改善実施計画
同一の業種の 2 以上の事業主が、共同して「労働時間等設定改善実施計画」を作成し、その計画を厚生労働大臣およびその事業の所管大臣に提出して、承認を受けることができる。必要な情報の資料の提供、アドバイザーの派遣、など計画を実施するための援助が受けられる。

2 労働者派遣法施行令の改正（令 2 条）平成 18 年 4 月 1 日施行

1 概要

- ① すべての医療関係職種（令 2 条において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。）について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の労働者派遣を認める。
- ② へき地（※）に所在する病院・診療所等において行われる医業について、医師の労働者派遣を認める。

※へき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村

- ① 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域
- ③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地
- ④ 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域
- ⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域
- ⑦ 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域

「国民健康保険法」

1. 満 70 歳以上の一部負担金

法第 42 条第 1 項第 4 号により、一部負担金の割合が 100 分の 20 となる所得額 145 万円以上の者でも、その適用をしない者の収入額が改定された(平成 17 年 5 月 2 日施行)。

施行令第 27 条の 2 第 4 項

前項の規定は、70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する被保険者であって、療養の給付を受けるものの属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者又は第 1 項に規定する者に限る。以下この項において同じ。)について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 621 万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、484 万円)に満たない者については、適用しない。

「船員保険法」

1. 介護保険料率の改定

平成 18 年 2 月 28 日社会保険庁告示 5 号

以下のように改定された(平成 18 年 3 月 1 日適用)。

船員保険の介護保険料率は1000 分の 12.5とされた。

2. 疾病任意継続被保険者の標準報酬月額

平成 18 年 2 月 28 日社会保険庁告示 6 号

平成 17 年度と同額の 380,000 円に決定された(平成 18 年 4 月 1 日適用)。

「老人保健法」

1. 一部負担金

法第 28 条第 1 項第 2 号により、一部負担金の割合が 100 分の 20 となる所得額 145 万円以上の者でも、その適用をしない者の収入額が改定された(平成 17 年 5 月 2 日施行)。

施行令第 4 条第 3 項

前項の規定は、法第 17 条第 2 項に規定する老人医療受給対象者(以下単に、「老人医療受給対象者」という。)並びにその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者及び前条に規定する者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 621 万円(当該世帯に他の老人医療受給対象者又は同条に規定する者がいない者にあつては、484 万円)に満たない者については、適用しない。

2. 入院時食事療養費の標準負担額の改定

以下のように改定された(平成 18 年 4 月 1 日適用)。

- ① 一般の老人医療受給対象者・・・1 食 260 円
- ② 低所得者Ⅱ該当者・・・1 食 210 円
- ③ 低所得者Ⅱ該当者であつて、前 1 年間の入院日数が 90 日を超える者・・・1 食 160 円
- ④ 低所得者Ⅰ該当者・・・1 食 100 円

「児童手当法」

1. 支給対象年齢の引き上げ

法附則第7条に規定する支給対象年齢が改定された(平成18年4月1日施行)。

- ① 「3歳以上小学校第3学年終了前」とあるものを



「3歳以上小学校終了前」に改定

- ② 「9歳」とあるものを



「12歳」に改定

2. 費用の負担

法第18条ほかの改定により、児童手当の費用の負担が改定された(平成18年4月1日施行)

- ① 3歳未満の児童に係る費用の負担

受給資格者	国	都道府県	市区町村	事業者
被用者	10分の1	10分の1	10分の1	10分の7
被用者及び公務員以外	3分の1	3分の1	3分の1	
公務員	所属する国、都道府県、市区町村が負担			

- ② 3歳以上小学校終了前の児童に係る費用の負担

受給資格者	国	都道府県	市区町村
公務員以外	3分の1	3分の1	3分の1
公務員	所属する国、都道府県、市区町村が負担		

「介護保険法」

1. 目的条文の改定

要介護状態となった者の「尊厳の保持」を明文化した(平成18年4月1日施行)。

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 施設介護サービス費の見直し

施設介護の食費及び居住費に係る保険給付が見直された(平成17年10月1日施行)。
第48条第1項

市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 介護保健施設サービス

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

3. 要介護状態、要支援状態の定義の改定

「予防介護」の取組みが図られることで要介護状態及び要支援状態の定義が改定された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

第 7 条第 1 項、第 2 項

この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であつて、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であつて、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

4. 介護給付の種類の変更

介護給付の種類が以下の 13 種類に改定された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

第 40 条

介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 二 特例居宅介護サービス費の支給
- 三 地域密着型介護サービス費の支給
- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給
- 五 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 六 居宅介護住宅改修費の支給
- 七 居宅介護サービス計画費の支給

- 八 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 九 施設介護サービス費の支給
- 十 特例施設介護サービス費の支給
- 十一 高額介護サービス費の支給
- 十二 特定入所者介護サービス費の支給（平成 17 年 10 月 1 日施行）
- 十三 特例特定入所者介護サービス費の支給（平成 17 年 10 月 1 日施行）

5. 介護予防についての保険給付

介護予防に係る定義が法第 8 条の 2 として追加施行された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。その種類は以下のとおりであり、居宅要支援者を対象としている。

① 介護予防サービス（以下の②～⑬までをいう。）

- ② 介護予防訪問介護
- ③ 介護予防訪問入浴介護
- ④ 介護予防訪問看護
- ⑤ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑥ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑦ 介護予防通所介護
- ⑧ 介護予防通所リハビリテーション
- ⑨ 介護予防短期入所生活介護
- ⑩ 介護予防短期入所療養介護
- ⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑫ 介護予防福祉用具貸与
- ⑬ 特定介護予防福祉用具販売
- ⑭ 地域密着型介護予防サービス
- ⑮ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑯ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑰ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑱ 介護予防支援

6. 要介護認定申請に関する改定

要介護認定申請の代行者が改定された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

法第 27 条第 1 項

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

7. 要支援認定申請に関する改定

要支援認定申請の代行者が改定された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

法第 32 条第 1 項

要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、

当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの、又は第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

8. 地域支援事業等の追加

- ・ 地域支援事業等の新設がなされ、法第 115 条の 38～第 115 条の 41 までが追加施行された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。
 - ① 地域支援事業（法第 115 条の 38）
 - ② 地域包括支援センター（法第 115 条の 39）
 - ③ 実施の委託（法第 115 条の 40）
 - ④ 保健福祉事業（法第 115 条の 41）

9. 介護保険事業計画の改定

- ・ 介護保険事業計画の基本指針に係る改定がなされた（平成 18 年 4 月 1 日施行）。
法第 116 条第 2 項第 1 号
介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

- ・ 市町村介護保険事業計画の改定がなされた（平成 18 年 4 月 1 日施行）。
法第 117 条第 1 項（第 2 項以下省略）
市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の改定がなされた（平成 18 年 4 月 1 日施行）。
法第 118 条第 1 項（第 2 項以下省略）
都道府県は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

10. 費用負担の改定

- ・ 介護給付等に必要となる費用の負担について、国と都道府県の負担割合の改定がなされ、介護予防事業等に関し市区町村の負担の追加がなされた（平成 18 年 4 月 1 日施行）。
 - ① 国の負担等
法第 121 条
国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。
 - 一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 100 分の 20
 - 二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 100 分の 15

法第 122 条の 2 (新設追加)

1. 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第 115 条の 38 第 1 項第 1 号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第 125 条第 1 項の第 2 号被保険者負担率に 100. 分の 50 を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の 100 分の 50 に相当する額を交付する。

② 都道府県の負担等

法第 123 条第 3 項、第 4 項

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額を交付する。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の 100 分の 25 に相当する額を交付する。

③ 市区町村の負担

法第 124 条第 3 項、第 4 項

3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の 100 分の 12.5 に相当する額を負担する。

4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の 100 分の 25 に相当する額を負担する。

11. 保険料の特別徴収の方法の改定

従来は老齢退職年金のみが特別徴収の対象であったが、死亡又は障害を支給事由とする年金たる給付が追加された（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

法第 131 条（抜粋）

第 129 条の保険料の徴収については、第 135 条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか・・・。

「社会保険労務士法」

1. 業務範囲の改定

平成 17 年改正の社会保険労務士法の一部が施行された（平成 18 年 3 月 1 日施行）。

法第 2 条第 1 項第 3 号

事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

※（労働争議に介入することとなるものを除く。）が削除された。

法第 2 条第 1 項第 2 項

前項第 1 号の 4 から第 1 号の 6 までに掲げる業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第 14 条の 11 の 3 第 1 項の規定による付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り、行うことができる。

2. 紛争解決手続代理業務試験等の新設追加（平成 18 年 3 月 1 日施行）。

法第 13 条の 3

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

- 2 厚生労働大臣は、紛争解決手続代理業務試験をつかさどらせるため、紛争解決手続代理業務に関し学識経験を有する者のうちから紛争解決手続代理業務試験委員を任命するものとする。ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

法第 14 条の 11 の 2

社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記（以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

